

「古器旧物保存方」と名古屋藩

香山里 絵

はじめに

- 一 「府県宝物調書類」からみる「古器旧物保存方」
- 二 尾張家御道具掛と「御名物及古器物目録」
- 三 「古器旧物保存方」の企図と役割
おわりに

はじめに

明治四年（一八七一）五月二十三日布告の「古器旧物保存方」（太政官布告第二五一号、以下「同布告」と呼ぶ）は、「厭旧競新」の明治初年にあつて「古器旧物」の保全を謳い、現在でいうところの「文化財」を後世に保存する意図を示した布告として、日本の文化財保護関連法の端緒と位置付けられている^①。同布告の三十一種の分類は江戸時代の老古家の系譜を踏襲するものとされ、また同布告により選定された品目はウィーン万国博覧会の出品品目の選定に役立てられたのではないかといった指摘がなされてきた^{②③}。同

「古器旧物保存方」と名古屋藩

布告は直前に出された大学献言（明治四年四月二十五日）の流れで作られたとされるが、大学献言にある集古館設置には触れておらず、博覧会への出陳の意図も直接的には示していない。また報告後の指定や補助金交付などの施策は確認されていない。同布告が果たした役割については未明な部分が多い。

同布告は「各地方ニ於テ歴世蔵貯致居候古器旧物」の保全を求め、品目と所蔵人名を記し、「官庁」から差し出すよう但し書きされている。同布告や「壬申検査」^⑤等に際して府県が提出した目録として、かねてより東京国立博物館に伝わる「府県宝物調書類」四十五冊（重要文化財「壬申検査関係資料」の内、以下「宝物調書」と呼ぶ）^⑥の存在が知られており、同布告に対して古器旧物を取りまとめ進達したのは「府県」と捉えられてきた^⑦。しかし同布告は廃藩置県が実施される二か月前に出されている。つまり布告を受けたのは廃藩置県前の府藩県であり、同布告にある「官庁」とは旧大名家の体制が色濃く残った藩庁を多数含んでいたと考えられる。

同布告は布告後すぐに名古屋藩にもたらされ、その原本は「御布告御用

留 二」(徳川林政史研究所蔵・挿図1)に綴じられ現存する。⁽⁸⁾ 同布告と共に綴じられた書付には以下の通りある。

【史料一】

家令江

遂吟味美濃昏堅帳ニ取調奉

伺候上、七月中差出之事

但

権知事□家令江茂通達之事

六月

太政官今被

仰出候別紙御書付一敷相渡候、藩士

卒末々迄、此旨相心得、品目并所蔵

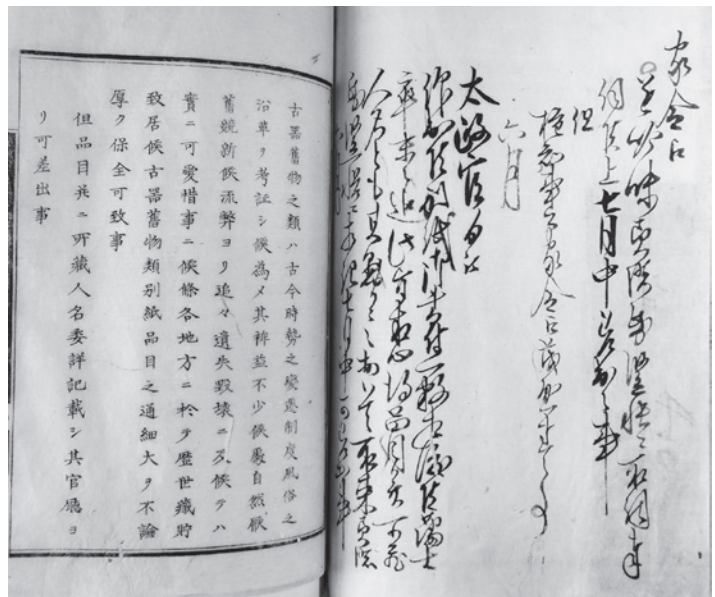
人名とも其懸りくにおいて取束、美濃

昏堅帳ニ相記、七月中可差出事

七月

この書付によれば、名古屋藩では藩士卒までが同布告の内容を心得、各係で人名等を取りまとめ七月中に提出することとなっていた。

しかし、結果がとりまとめられる予定の同年七月、廃藩置県が行われた。名古屋藩から目録は提出されず、同五年一月になって一部の取調結果が名古屋県から提出された。その時提出されたのが「宝物調書」中の二冊、「古器旧物品目書／寺院并修験之分」(以下「寺院品目書」と呼ぶ、表1-1)、「古器旧物品目書／寺院并修験之分」(以下「寺院品目書」と呼ぶ、表1-2)と考え



挿図1 「御布告御用留 二」 徳川林政史研究所蔵

られる。しかし、同布告に対して名古屋藩御道具掛が準備していた「御名物及古器物目録」(徳川美術館蔵、什器古帳33)は提出されなかったと推定される。

本論では、現在残された史料から判明する同布告に対する名古屋藩の取調の記録を通じて、同布告の意義と役割について検討を試みる。

一 「府県宝物調書類」からみる「古器旧物保存方」

東京国立博物館蔵の「宝物調書」(表1・表は文末に掲載)には、①明治四年(一八七二)の辛未検査(同布告)、②同五年の壬申検査、③同九年の二府六県宝物目録、④府県博覧会列品目録の四種が含まれることが指摘される^⑨が、全容は未解明である。府県博覧会列品目録(表1 38~45)は表題から内容の判別が可能であるが、その他府県別の冊子、多数の府県からの書類が綴じ込まれた冊子や寺社名を表題とする冊子もあり、表題にも並び順にも一貫性がない。その内容の解明には四十五冊の目録を十分に検討する必要がある^⑩、容易な作業ではない。

吉野俊哉は「宝物調書」の内、堺県・鶴牧県・飾磨県・名古屋県・福岡県の報告が同布告に対するものではないかと指摘した。^⑪同布告以降、「公立諸学校等取調」(文部省告示第七号、明治四年十一月)、「大蔵省取調」(太政官布告第八八号、明治五年三月十八日)、「陸軍省取調」(太政官布告第八九号、同上)、「華族宝物検査」(明治五年四月九日)、「壬申検査」が相次いで実施されるが、文部省宛の報告書の多くが「大蔵省取調」以前に遡り、使用用語が同布告の文言に類似する理由による。^⑫

「宝物調書」には明治四、五年に文部省に宛てた報告として、飯野県・鶴牧県・飾磨県・福岡県・名古屋県の五県の報告がある。報告は以下の通りである。^⑬

【史料二】飯野県報告

○貞元親王御所持品と申伝候駅路之鈴、別紙之通御届

「古器旧物保存方」と名古屋藩

管内上総国周准郡貞元村年寄一同ニ而往古より預居候貞元親王御所持之品と申伝候駅路之鈴、別紙図面之通申出候、右之外管内古器類一切無御座候、此段御届申上候、以上

辛未九月八日 飯野県

文部省御中

【史料三】鶴牧県報告

○古器旧物御届

古器旧物之儀ニ付御達之趣御座候ニ付、当県管内え布告仕候処、左之通申出候

(目録省略)

右之外古器所持之者無御座候、此段御届申上候

辛未十月 鶴牧県

文部省御中

【史料四】飾磨県報告

○飾磨県

元安志県旧器物之儀ニ付御届 飾磨県

先般依御達古器物取調候処、元安志県下一切無之候条、此段御届申上候

辛未十二月廿三日 飾磨県

文部省御中

別紙御届書、旧臘本県より差越候条御用仕舞ニ付、則今日進達仕候

壬申正月十八日 飾磨県

文部省御中

【史料五】福岡県報告

○古器物書上 福岡県

(目録省略)

兼而御達御坐候管内古器旧物取調書弐冊奉差上候也

壬申正月廿七日 福岡県

文部省御中

【史料六】名古屋県報告(挿図2)

○古器旧物品目并所藏人名御届 名古屋県

古器旧物品目并所藏人名委詳記載シ可差出旨、去未五月御達之趣有之候付、元名古屋県において管下之分吟味之上、為相達、則別紙旧臘相廻申候間右式数御届申上候以上

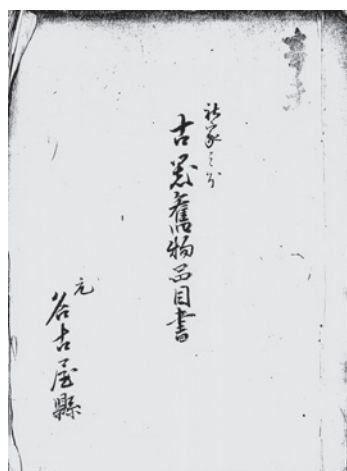
壬申正月 名古屋県

文部省御中

飯野県は同四年九月、鶴牧県は同年十月、飾磨県・福岡県・名古屋県は同五年正月の提出であり、いずれも「大蔵省取調」の布告前であり、且つ内容的にも「公立諸学校等取調」には当たらないことから、上記五県は同布告に対する返答とみてよからう。また同四年十一月の年記のある堺県の「古器旧物并所藏人名取調書」には提出先は記されないが、吉野の指摘通り同布告に対する目録である可能性が高く、また提出時期が同五年七月と遅いものの足柄県もまた同布告の返書の可能性が高い。⁽¹⁴⁾しかし「宝物調書」には、同布告に対して提出されたと推定される目録はこれ以上確認す

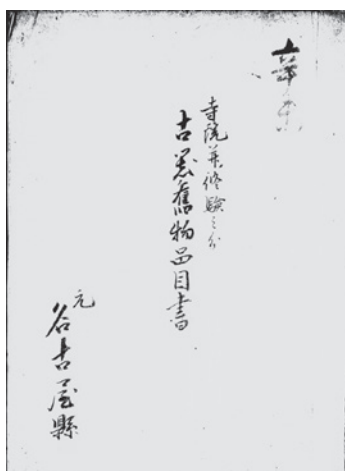
ることはできない⁽¹⁵⁾。「宝物調書」中に伝わる同布告への報告は以上七県と考えてよいであろう。

以下、「宝物調書」中にみられる名古屋県の返書(史料六)について確認する。同五年正月に名古屋県が文部省に送付した送り状は「宝物調書 額田県、岐阜県長瀧寺及同白山神社」表1-11、以下「額田県冊子」と呼ぶ)に綴じ込まれる。「額田県冊子」には名古屋県・額田県・岐阜県・滋賀県のさまざまな目録が合冊され、名古屋県の記録は前記送り状のみである。額田県は、三河と尾張知多郡を管轄するために同四年十一月十五日に設置され、同五年十一月二十七日に愛知県に合併され、以降は同じ愛知県に属する。「宝物調書」には他に愛知県の目録が十八冊あるが、いずれも提出時の姿と考えられ、提出後に綴じられた冊子ではない。⁽¹⁶⁾他に綴じるのに適した冊子がないことから、同じ愛知県に属する額田県を含むこの冊子に綴じ込まれたと考える。また送り状に記される別紙「式数」とは、「宝物調書」の別冊として伝来する「寺院品目書」「社家品目書」ではないかと考える。「寺院品目書」(挿図3)と「社家品目書」(挿図4)の表紙右上にはいずれも「辛未」(同四年)の朱書があり、「寺院品目書」は「寺院并修験之分/古器旧物品目書/元/名古屋県」とあり六十八丁、「社家品目書」は「社家之分/古器旧物品目書/元/名古屋県」とあり二十八丁である。体裁・表題の筆跡などから送り状と二冊で一揃と目される。表紙に記された「元」が「名古屋県」と行を変えて記されるのは、名古屋県が同五年四月二日に愛知県に改称するのを承けて「元」を追記したと想像される。「辛未」の朱書もまた追記と考えられ、堺県「古器旧物并所藏人名取調書」(表1-3)や同年五月に愛知県から大蔵省に提出された「貯藏宝物銘書」(表1-8)の表紙に記された「壬申」と同筆であり、後年になって加筆されたと考える。



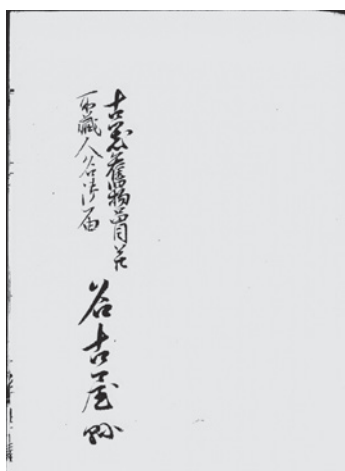
挿図4 「古器旧物品目書/社家之分表紙」東京国立博物館蔵

Image: TNM Image Archives



挿図3 「古器旧物品目書/寺院并修験之分表紙」東京国立博物館蔵

Image: TNM Image Archives



挿図2 「古器旧物品目并人名御届/名古屋県」東京国立博物館蔵

Image: TNM Image Archives

「寺院品目書」には浄土真宗東本願寺の末寺・土方浄念寺(愛知郡名古屋吉田町、以下地名表記は「寺院品目書」「社家品目書」の記載による)、臨済宗妙心寺末寺総見寺(愛知郡名古屋)をはじめ二十四の寺院、十六の修験道寺院の古器物目録が綴じられ(表2)、「社家品目書」には熱田神宮・真清田神社(中嶋郡)をはじめとする十四の神社からの十三の古器物目録が収められる(表3)。目録には各寺社における取調の責任者であろう元住職・宮司や元神主等の氏名があり、いずれも辛未六月から八月の年記がある。「社家品目書」には宛先の記載が一切ないが、「寺院品目書」の誓願寺(愛知郡熱田)は「名古屋御藩庁社寺御掛り」宛、法輪寺(春日井郡大森村)・漸東寺(春日井郡矢田邑)・法海寺(知多郡平井村)の目録は「名古屋県社寺御掛」宛としている。誓願寺は同四年六月の提出であり廃藩置県前であったため名古屋藩宛であったが、漸東寺・法海寺は七月、法輪寺は八月の年記があり廃藩置県後の提出であったため名古屋県宛となったのである。また目録には高賀神社(美濃国武儀郡高賀村)・八幡神社(同土岐郡日吉南垣外村)・八幡霊元神社(同可児郡顔戸村)・野見神社・兵主神社(以上、三河国加茂郡牛野村)・長福寺・興禅寺(以上、信濃国筑摩郡福岡村)といった旧尾張藩領の飛地の寺社が含まれる。伊那郡は同年十一月に筑摩県の管轄へと変更となるのをはじめ、廃藩置県以降飛地の整理は進められたことが知られる。まさに廃藩置県の過渡期に、これらの目録は名古屋藩社寺掛と名古屋県社寺掛に提出されたことが判明する。

冒頭で述べた通り、名古屋藩では同年七月中のとりまとめを目指したことから、同布告到着後すぐに社寺掛は管轄地域の社寺に通知したと思われる。その返書が集まらない段階で、七月十四日の廃藩置県により名古屋藩は廃止され、名古屋藩二代藩知事である徳川慶勝(一八二四―一八三三)は免官

となった。名古屋藩は名古屋県となり、提出されていた目録は名古屋藩社寺掛から名古屋県社寺掛に引き継がれたと考えられる。法輪寺・漸東寺・法海寺は廃藩後に名古屋県宛に目録を提出したのであろう。名古屋県では十一月までは大参事丹羽賢（一八四六～七八）の下、これまで通り事務取扱を行うことが命じられ、その後も元尾張藩士である間島冬道（一八二七～九〇）が参事として名古屋県を率いた。⁽¹⁸⁾十二月八日となって名古屋県令に井関盛良（一八三三～九〇）が任命されたが、赴任はさらに遅れ翌年二月であった。同四年六月から八月には集まっていた目録の文部省への提出が同五年正月となったのは、新たな県令の任命を待ったためと考えられる。以上の状況からみて、「寺院品目書」「社家品目書」が「額田県目録」にある送り状と共に同五年正月に名古屋県から文部省に提出されたと推測する。

「寺院品目書」「社家品目書」中の各目録は、多くが同布告の部類名で分類される。⁽¹⁹⁾熱田神宮は同布告の三十一の分類名すべてを記し、該当する物品のない項目については「右者無御座候」と記しつつ、百六十二点を掲載する表⁽⁴⁾。⁽²⁰⁾しかし十点上の古器物を記すのは、神社では津島神社（海東郡）が七十五点、真清田神社が十二点、高賀神社が十一點の計四社、寺院では妙興寺（中嶋郡妙興寺村）が七十二点、密蔵院（春日井郡野田村）が二十六点、宝寿院（海東郡津嶋）・岩屋寺（知多郡岩屋寺村）が十九点、長福寺が十五点、興禅寺が十點の六寺である。

先述した通り、目録に古器物を掲載する神社は十四社、寺院は四十寺のみである（表2・3）。同三年八月二十四日、名古屋藩は民部省に支配所の神社数を弁官宛に伝えているが、その数は尾張―三千百五十六社、美濃―千四百六十三社、信濃―二百七十六社、近江―二十三社、摂津―二社、三河―五十八社である。⁽²¹⁾計五千社弱存在した神社からの報告としては数が少

なすぎるとはなからうか。また「寺院品目書」には、数多くの古器物を伝える尾張家の菩提寺である建中寺をはじめとする関係寺院や、後に全国宝物取調局から少なくとも十五点の鑑査状を得た明眼院（海東郡）の名前もない。⁽²²⁾

同五年一月、名古屋県はどのような状況でこれを提出したのであろうか。同四年十二月に県令に任命された井関盛良のもと、名古屋県社寺掛が改めて取調を実施したとは考えられない。ここに綴じられた目録はいずれも廃藩前の名古屋藩社寺掛の命に依じて廃藩置県前後の期間に寺社から提出された目録と考えられる。

これは他府県についても同様である。飾磨県が安志県の器物について報告し、足柄県も葦山県に提出された目録を送付するように、これらの取調は廃藩置県後の府県による取調ではなく、廃藩置県前の府藩県の取調内容の報告であることが想像される。⁽²³⁾そして同布告に対して返答した七県の報告は、いずれも管轄地域全体を網羅する内容とはなっておらず十分なものではない。飾磨県は第一次府県統合により明石県・赤穂県・安志県・小野県・龍野県・林田県・姫路県・三日月県・三草県・山崎県が統合して成立した県であるが、安志県（播磨国赤栗郡周辺、旧安志藩）の古器物取調の報告として「一切無之」と伝えるのみである（史料四）。また飯野県も「貞元親王御所持品」についてのみ報告する（史料二）。名古屋県と堺県は独立した目録を提出するが、福岡県の目録は二十丁、鶴牧県は三丁に過ぎない。⁽²⁴⁾

同布告はどれだけ機能したのであろうか。「宝物目録」にある同布告に対する返書は七県に過ぎず、その七県も十分な目録は提出できていない。同四年七月に三府三百二県があることを考えると、返答を寄せた七県は当時の府県の三パーセントに満たない。他に提出された目録が過去に存在し

た可能性はあるが、現在の「宝物目録」からは、同布告が十分な成果を得なかったことが推測されるのではなからうか。

二 尾張家御道具掛と「御名物及古器物目録」

明治初期、尾張徳川家（以下「尾張家」と呼ぶ）の家政制度は何度となく変更された。同二年（一八六九）正月には家知事・副家知事の任免記録があるが同年十一月家知事は家令に、翌月副家知事は家扶頭取と改められ、同四年三月には家令・家扶・家扶出仕・一等家従・二等家従といった制度となったものの、翌年廃止され再び同八年に復帰するといった経過をたどる⁽²⁵⁾。職制もまた度々変化したことが想像される。その詳細は明らかではないが、同三年以降、「御道具懸^(掛)」（以下「御道具掛」と記す）の存在が確認できる。

江戸時代から名古屋城を中心に道具の管理がなされていた尾張家では、幕末から明治初期にかけて不用となった道具は随時江戸から名古屋に返送されていた⁽²⁶⁾。版籍奉還以降も名古屋城では、本丸天守に保管された「御大切物」をはじめ、本丸・二の丸の各土蔵や城外の関係寺社の宝蔵などに、江戸時代と変わらず道具が保管されていたと推定される。その管理は幕末の嘉永二年（一八四九）頃には御城代・御天守鍵奉行・御具足奉行・御納戸御腰物方・御納戸御呉服方・御数寄屋方・御細工方・御手筒方・御小納戸方といった様々な役所で取り扱われていた⁽²⁷⁾。明治に入り、これらの道具をまとめて管理するようになったのが「御道具掛」であったと想像される。

御道具掛の位置づけはわからないが、同十五年七月に制定された「家職々務章程」には什器係の職務が記される。「什器匣筐」の封印は家令が

保管し、什器係は「一切ノ藏品ヲ簿冊ニ明記シ（中略）風入ヲ要スル諸品ハ年々一回取斗い、また「修補等ニ心付タル儀ハ速ニ令扶に開申スヘシ」とある⁽²⁸⁾。什器係の前身と考えられる御道具掛もまた、尾張家所蔵の道具の管理を中心として、家令・家扶の指示下に道具の取調等を行っていたと推測される。

この御道具掛の一人である小出清次郎に、同四年六月二十九日、太政官からの「古器類所持之分書出方」について話があったことが記録される⁽²⁹⁾。

【史料七】「明治三年正月より日記」明治四年六月二十九日条（挿図5）

（増）

同（六月）

同 廿九日 小出

太政官より被

仰出候付、古器類所持之分書出方ニ付、家扶衆

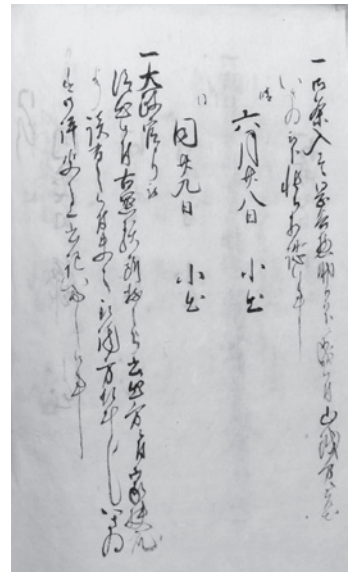
より談有之候付、夫々取調方取斗申候、いさる

は御評決之上、書記いたし候事、

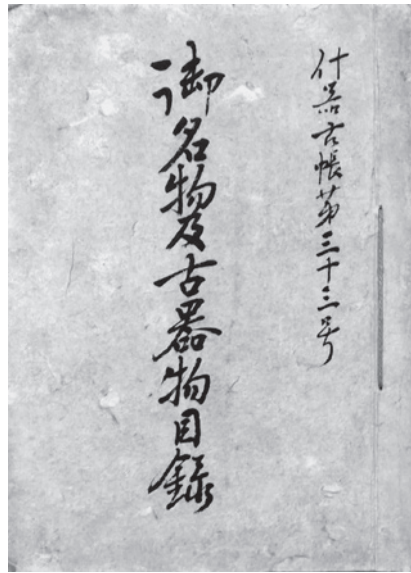
この指示に基づき、御道具掛は同布告に対する尾張家所蔵品を報告する目録を準備したと思われる。そして「御名物及古器物目録」（以下「尾張家古器物目録」と呼ぶ・挿図6）はその目録なのではなからうか。

「尾張家古器物目録」は、前半十二丁は「御届 御名物及古器物記」（以下「前半目録」と呼ぶ）、後半十四丁は「御名物 古器旧物」（以下「後半目録」と呼ぶ）と題する、紙も異なる二冊の目録が合冊され、いずれにも同じ六十八点の尾張家伝来品を掲載する。

「前半目録」では尾張家伝来品は「古武器之部」・「名物之部」・「古器物



挿図5 「明治三年正月ヨリ日記」
明治四年六月二十九日条 徳川
美術館蔵



挿図6 「御名物及古器物目録」 徳川美
術館蔵

之部」の三分類、「後半目録」では「古武器之部」・「古書画之部」・「楽器之部」・「文房諸具之部」・「屋内諸具之部」・「茶器香具花器之部」・「外」の七分類に分類される。「前半目録」における「名物之部」が「後半目録」では「古書画之部」・「楽器之部」・「文房諸具之部」・「屋内諸具之部」・「茶器香具花器之部」に分かれ、「古器物之部」は「外」となっている。「外」を除く「後半目録」の部類名はいずれも同布告にみられる名称であり、尾

張家で通常使用される分類ではない。⁽³⁰⁾「後半目録」に「外」という部類外の作品が存在することから、先に「前半目録」が成立し、のち部類名にあわせて「後半目録」が成立したと推定する。

「古武器之部」には得川義季所用と伝える「十六間筋兜」、豊臣秀吉着用と伝えられていた「花色日の丸威胴丸具足」、尾張家所蔵の名物として知られる「物吉貞宗」や「鯰尾藤四郎」等の十六振の刀剣、「名物之部」には藤原定家筆とされる二点の「小倉色紙」や虚堂智愚の墨蹟の他、玉澗筆「遠浦帰帆図」、胡直夫筆「布袋図」を中幅とした三幅対、伝無準筆「達磨・郁山主・政黄牛図」、初代義直に浅野家から嫁した春姫愛用と伝える「箏 銘 小町」、大森宗勲作と伝える「二節切 銘 虚心」、「盆石 夢の浮橋」・「杵の折花生」・「曜変天目」など、そして「古器物之部」には「蠟石琴」・「琉球楽器」が掲げられる(表5)。

掲載された作品や伝来から鑑みて「尾張家古器物目録」が尾張家で作成された目録であることは間違いない。目録には表題にある「御届」した年代や宛先の記入はないが、いずれの目録も同じ八点の作品に後書きと考えられる同六年四月の移動記録があることから、それ以前の成立と推定される。廃藩置県後の同四年八月五日、服部順治・小出清次郎・伊東林作は引き続き御道具掛に任命されており、この目録は彼ら御道具掛により作られた目録であろう。⁽³¹⁾

明治政府による旧大名家の宝物検査として、これまで同五年の「華族宝物検査」が知られてきた。野呂田純一は「華族宝物検査」は同年四月九日太政官の沙汰書(無号)にはじまるとした。⁽³²⁾

【史料八】 沙汰書 明治五年四月九日

博覧会事務局

華族輩從來所持之物品中御国宝ニモ可相成分ハ、追テ博覧場御取
設ノ上、御備ニモ可相成候条、右銘書早々取調、為差出候様可取
計事⁽³³⁾

太政官は将来的に博物館を設立するにあたって、華族が從來所持してき
た物品の内「御国宝」ともなり得る分について、早々に取り調べを行うよ
う博覧会事務局に命じた。同五年四月になって博覧会事務局は在京華族へ
口達を行った。

【史料九】口達 明治五年四月

御国ニ於而も追而ハ永世之博物館御取設相成候ニ付、而ハ普く諸物
品御取集可有之ニ付、銘々祖先以来伝来之宝物重器を始め其の外
珍物奇品所持之族者不漏様、銘書取調可差出、尤壳払候而も不苦
品ハ相当之代価を以御買上可相成候間、直段取調可差出、縁故有
之手放兼候品ニ而博物館へ備度志之輩ハ其旨可申出、左候ハ、預
リ之証券相渡置有用之節ハ下ケ渡可申候ニ付、此旨相応心得、夫々
可申立候事

壬申四月

博覧会事務局⁽³⁴⁾

（ここでは先祖伝来の「宝物重器」をはじめ、その他の「珍物奇品」を所
持する者は漏らさず取調をおこなって差し出すこと。売り払っても良い作
品は相当の代価を以て買い上げる、また縁があつて手放しかねるが博物館
に備えたいとの志のある者はそれを申し出れば、預かり証を渡し必要な時

「古器旧物保存方」と名古屋藩

に下げ渡すので、その旨を心得て申し立てることとある。

この口達の書類と返書をまとめた綴が「華族所持宝物重器等博物館江差
出書類」(同七年・東京国立博物館蔵)である。⁽³⁵⁾口達直後の同五年四月十二日に
は旧上野国沼田藩主・土岐頼知(一八四八―一九一〇)が太刀や手鑑・掛軸等
二十点の目録を提出、また翌日には旧播磨国姫路藩主・酒井忠邦(一八五四
―七九)が八点を報告している。早々に返信した家もあるが、野呂田の指
摘通り、華族宝物調査の回答は限定的であつた。同年四月に返答をした
四十三家の内、所蔵品を報告したのは七家に留まり、三十二家は報告する
ような作品はないとし、四家はすぐに返答できないと連絡した。翌月の返
答は十二家、この内所蔵品の報告は七家、六月の返答は五家、所蔵品の報
告は二家に留まつた。博覧会事務局は提出期限を十二月十日に延期し、同
七年五月にも督促を行ったが、同七年までに返答したのは計百三十三家、
目録提出は四十五家、所蔵品なしとの返答は六割にあたる八十一家であつ
た。

幕末から明治初期にかけて尾張家当主であつた十六代義宜(一八五八―
七五)は、同四年九月二十九日に名古屋城を出て東京・浅草瓦町邸を居所
としており、在京華族としてこの口達を受けたと考えられる。尾張家はこ
の口達に应じて目録を提出した。

【史料十】徳川義宜送状(挿図7)

祖先以来伝来之宝物重器を初銘書取調可差出旨等先達而御達之趣
有之候処、名古屋表より未タ取寄不申、随而品数等此表ニ而不相
分候付名古屋表江申遣、右銘書差越申候付、右一冊差出申候也

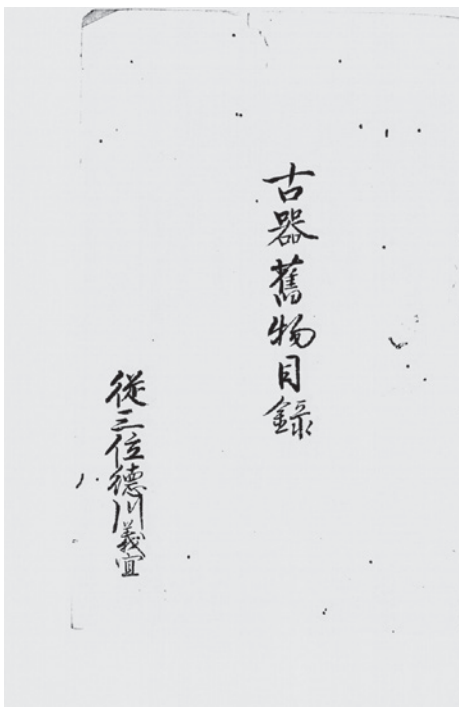
明治六年二月

第六大区七小区

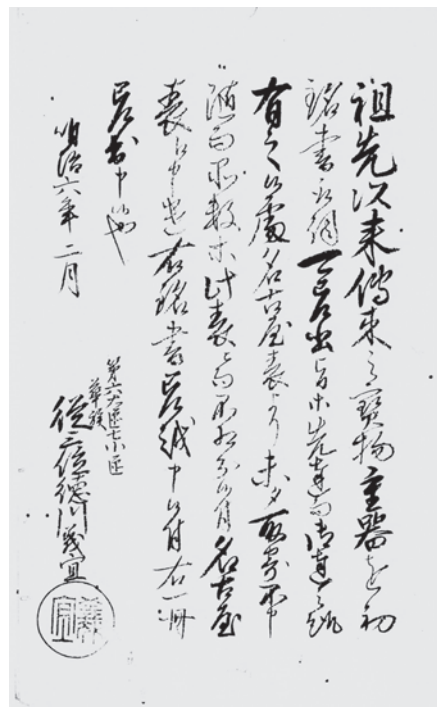
未だ祖先伝来の「宝物重器」は東京に取り寄せておらず、名古屋から送付された目録を差し出すとあり、表紙に「古器旧物目録 従三位徳川義宜」の墨書のある、八丁(表紙を含む)の目録(挿図8、以下、「尾張家華族宝物検査目録」と呼ぶ)が添えられている。内容は「尾張家古器物目録」と同一ではなく、「古武器之部」から十一点を除いた五十七点の目録である。削除されたのは「池田正宗」をはじめとする刀剣九振、「外」の部類となっていた「蠟石琴」と「琉球楽器」の二点である。目録は「後半目録」と同様「古器旧物保存方」の部類名称「古武器之部」・「古書画之部」・「楽器之部」・「文房諸具之部」・「屋内諸具之部」・「茶器香具花器之部」の六部に分類されている。

「華族宝物検査」では「祖先以来伝来之宝物重器を始め其の外珍物奇品」の報告が求められ、「古器旧物」という用語は使用されていない。博覧会事務局に提出された四十五家の目録の内、尾張家のように「古器旧物保存方」の分類が使用された例は皆無である。「尾張家華族宝物検査目録」の表紙には「古器旧物目録」とあり、同布告の分類を使用するのは、「古器物目録」またはその類品を元に調製されたからではなかろうか。

「尾張家華族宝物検査目録」は博覧会・博物館への出品を念頭に「尾張家古器物目録」を一部抜粋したと推定される。「華族宝物検査」の目録にはない「吉見左文字刀」については義宜の父・慶勝の所用であり、「池田正宗」は当時の当主である義宜所用である。これらが博覧会に供すべき品でないことは明らかであろう。⁽³⁷⁾



挿図8 「華族所持宝物重器等博物館江差出書類 古器旧物目録 表紙」東京国立博物館蔵
Image: TNM Image Archives



挿図7 「華族所持宝物重器等博物館江差出書類 徳川義宜書状 明治六年二月」東京国立博物館蔵
Image: TNM Image Archives

以上から「華族宝物検査」以前に尾張家に、「尾張家古器物目録」のような同布告の提出目的で作られた目録が存在したことはまず間違いないのではなからうか。改めて同布告を見直すならば、同布告は「各地方ニ於テ歴世蔵貯致シ居候古器物類」の報告を求めており、その所蔵品は社寺に限定したものではない。「品目並ニ所蔵人名委細記載シ其官庁ヨリ」差し出すこととなっており、廃藩前であればその地域を管轄する旧大名家も当然その対象であつたと考えられる。

しかし廃藩置県により同布告の返書の提出は藩から県に移行した。名古屋藩社寺掛は名古屋県に移行したが、御道具掛は名古屋県に移行しなかつた。⁽³⁸⁾藩知事を免官となり東京への移住を求められる混乱の中で、提出された社寺の取調記録だけが県社寺掛に引き継がれた。このような背景の下、御道具掛が準備した同布告に対する目録は、提出されることがないまま留め置かれたのではなからうか。廃藩置県により、旧大名家は明治政府に所蔵品の報告をする必要性を失い、また明治政府も旧大名家に伝わる大名道具を把握する機会を失つたと考える。

三 「古器旧物保存方」の企図と役割

同布告はどのような企図の元に出されたのであろうか。同布告前年の明治三年七月二十八日、明治政府は府藩県及び仏教各宗本山・触頭寺院に、各寺院の敷地・檀家・塔頭・元朱印地高・除地高等を記した「本末社寺号其外明細帳」(以下「寺院明細帳」と呼ぶ)を民部省に提出するように命じた(太政官布告第四九三・四九四号)。⁽³⁹⁾この取調書である「寺院明細帳」は現在に伝わるだけで同三年百四十二冊、同四年百一冊が確認される。⁽⁴⁰⁾この中に名古屋

屋藩から提出された明細帳は確認できないが、⁽⁴¹⁾同三年十二月に明細帳を提出した西尾藩は、三河国・越前国・安房国の三国にわたる二百一に及ぶ管内寺院について報告し、高遠藩では百六の寺院について報告した。また真言宗古義派は同四年五月、金剛峯寺を触頭として美濃国六十四寺・近江国六寺・尾張国五寺・飛騨国一寺の同派寺院を報告した。この民部省調査は朱印地高、除地高等を記すことからみて、租税調査と考えられる。蜷川式胤が「奈良之筋道」に記す東大寺正倉院開封を求めた民部省調査とはこれを指すのであろう。

また民部省は同年閏十月二十八日に府藩県に対し、管内神社の鎮座地・社名・建物数・祭神・勸進年記・祭日・境内・社領・摂末社・社職・氏子個数などの取り調べを命じている(太政官布告第七七九号)。⁽⁴²⁾これについても目録が提出されたと考えられる。⁽⁴³⁾この民部省調査をもとに社寺に伝わる宝物については、同五年八月に寺院に仏器・什物等の帳簿備え付けが命じられ(教部省達第一二二号)、同十二年に内務省は宝物・古文書等の保存のため、目録帳の提出を寺院と社寺の両者に求めた(内務省達第二二二号・第二二二号)。⁽⁴⁴⁾これらが古社寺調査事項標準(同二十八年四月五日、内務省訓令第三号、付録法令二八)、古社寺保存法(同三十年)成立の前段階にある。

民部省調査で府藩県から社寺に関する多数の目録が提出されたのを承けて、明治政府は同布告に対しても同規模の目録提出を見込んだのではなからうか。名古屋県から神社の古器物として報告されたのは十四社二百九十三点に留まったが、明治三年八月の報告どおり、もし管内に神社五千社あまりがあつたとすれば、少なくとも数千の古器物の報告を期待したのであろう。

また同布告は社寺だけではなく、「各地方ニ於テ歴世蔵貯致居候古器旧

物」の報告を求めた。名古屋藩でこの布告に取り組んだのは杜寺掛と御道具掛の二掛のみでなかったに違いない。福岡県の「古器物書上」(史料五)の目録には後に男爵となる福岡藩黒田家分家・三奈木黒田家の黒田一雄の所蔵品が挙げられるほか、福岡県・堺県・足柄県の目録には個人名が散見される。

第二章で述べた通り、尾張家は同五年の「華族宝物検査」では同布告の目録と推定される「尾張家古器物目録」からいくつかの道具を除いて報告した。同布告で集古館設置や博覧会に触れないのは、このような取捨選択がおきることを想定していたからではないだろうか。同布告の企図は博覧会への出品物の選定ではなく、日本という国に伝わる古器物全てを把握する、壮大な企図を以て起草されたと考える。これらが、高久彩が指摘する「神祇行政が進める「国民」教化の根底にあつた皇学に基づいた思想」に基づくか否かは、今後慎重に検討を進める必要がある。⁽⁴⁴⁾

同三年十二月三日、病のため知藩事を辞任した十六代義宜に代わって父・慶勝が二代名古屋知藩事となり、その一週間後、新政府弁官宛に名古屋城天守郭の金鯢を「無用の長物」とする伺書が提出された。同四年四月七日と十四日に金鯢が天守閣から降ろされ、蒸気船知多丸で東京へ送られ皇室に献上された。⁽⁴⁵⁾この金鯢の献上は明治初期の古物破却の典型的事例として使われてきた。⁽⁴⁶⁾

慶勝は、金鯢が降ろされる最中の四月十日に名古屋城から東京・浅草瓦町邸に引き移り、その後廃藩置県を経て、同年九月二十九日には義宜も東京へ移住した。尾張家が使用していた名古屋城二の丸御殿は取り壊しが決定し、最終的に同五年五月に尾張家は名古屋城を引き払った。⁽⁴⁷⁾引き払われたのは名古屋城だけではない。江戸上屋敷である市ヶ谷屋敷は兵部省に、中

屋敷の麴町屋敷は早々に上地となり、下屋敷の和田戸山屋敷は宗家に差し上げ、上京した慶勝と義宜と家臣団を受け入れたのは三三七五坪の邸地しかない浅草瓦町邸一邸のみであった。⁽⁴⁹⁾手狭なため慶勝の子女は同邸内に場所を得られず、名古屋に留め置かれた。このような物理的な理由もあって、尾張家の莫大な量の大名道具は整理縮小せざるを得なくなり、約七割方が売却や焼却処分された。⁽⁵⁰⁾

しかし、このような状況にありながら、尾張家は由緒ある道具を現在にまで伝えた。廃藩置県を経た後も「御道具掛」は、引き続き名古屋城と「新御屋敷」に通い道具整理を行った。⁽⁵¹⁾八月十日以降「御道具掛」はほとんど休みなく「新御屋敷」を拠点に整理を続け、十一月二十七日には最初の入札の伺いをたてて至った。十二月八・九日に拝見が行われ、十一月十一日に入札、十二日に開札、十八日に引き渡しが行われた。翌年正月には再び次の入札の伺いがたてられ、三月七・八日に内見、十二日に入札が行われた。また大奥道具は四月に引き払いが行われた。このような処分を行いながら、尾張家は名古屋総見寺における名古屋博覧会(同四年十一月十一日から五日間)にも八点を出品した。⁽⁵²⁾また金鯢は名古屋城とともに破却されるのではなく皇室に献上され、片方は名古屋博覧会に、もう片方は同五年湯島聖堂で開催された文部省博物館主催の博覧会に出品されることとなった。

文政七年(一八二四)生まれの慶勝は、壁の崩れかけた名古屋城多門櫓(挿図9)や天守閣から降ろされた金鯢(挿図10)にファインダーを向けた。⁽⁵³⁾横山松三郎撮影の名古屋城の写真は「壬申検査」の記録として古物保存の貴重な資料として紹介されるが、慶勝が写した名古屋城や金鯢はそのような観点から紹介されることはない。多くの苦心を重ね、不要な道具を処分しな

がらより価値のある道具を伝えることを最重要課題として困難を乗り越えてきたにも関わらず、金鯢を例に尾張家は今後も古物破却を推進した家として語り継がれるのであろうか。

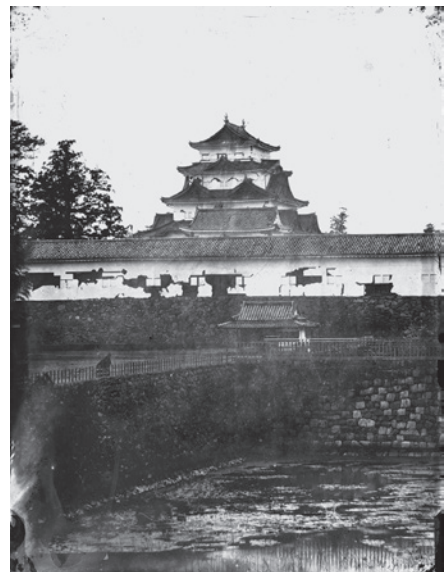
明治初期の古物破却は一大名の事情で起きたものではない。古物破却は、数多くの政策・政治的動向の複合的要因で引き起こされたと考ええる。同様の背景の下、同布告は日本全国の古器物を網羅しようという布告当初の企図は果たさなかったと思われる。しかし「厭旧競新」といわれる時代の中で、同布告は好古家たちが古器物を守り伝える「詔」として機能したのではなからうか。尾張家の古器物もまたこの「詔」の下に、明治維新から現在に至るまでの荒波を越えることに成功したと考える。

おわりに

同布告の翌年、明治政府は宝物取調の布達を連発した。五月から四か月にわたって町田久成・蟠川式胤や文部省の内田正雄等が名古屋・伊勢・京都・奈良の宝物取調を行った、いわゆる「壬申検査」だけでなく、宮内省・神祇省からは勅封とされる神仏・古器古文書・倉庫を取り調べるよう命じた通達（明治五年二月五日 達第三十五号⁽⁵⁴⁾）、先に触れた「大蔵省取調」、「陸軍省取調」、「華族宝物検査」があった他、同年三月十四日に設置された教部省は八月に寺院附属の什器什物はすべて帳簿に記載し各寺院に備えおくよう通達した上で、十月から社寺取調教導職務検査のため諸県に官員を派遣した⁽⁵⁵⁾。

これだけの省庁が現在で呼ぶところの「文化財」の取調を実施するのは極めて異例であろう。これらはもちろん明治政府の省庁体制の整備の進展

「古器旧物保存方」と名古屋藩



挿図9 名古屋城天守・本丸馬出多門櫓 明治四年(1871)以前 「幕末・明治名古屋城写真」 徳川慶勝撮影 徳川林政史研究所蔵



挿図10 名古屋城金鯢 明治四年(1871) 「幕末・明治名古屋城写真」 徳川慶勝撮影 徳川林政史研究所蔵

と捉えることもできる⁽⁵⁶⁾。しかし、本論で述べてきた文脈が正しいとすれば、廃藩置県により同布告の企図した「文化財」の把握ができなかったからこそ、その代替手段としてこれらの検査は各省庁で翌年、集中的に実施されたとも考えられるのではなからうか。特に廃藩置県を主導した大蔵省

は省を挙げて検査にとりかかるが、それについてはまた別稿で述べたい。

註

(1) 主に以下の論文・資料を参照した。

由水常雄「明治五年の正倉院開封目録」〔美術史〕八〇、美術史学会、一九七一年。

樋口秀雄「史料公刊 壬申検査「古器物目録」〔MUSEUM〕二五五、東京国立博物館、一九七二年」。

『東京国立博物館百年史』(東京国立博物館、一九七三年)。

椎名仙卓「日本博物館発達史」(雄山閣、一九八八年)。

佐藤道信「日本美術」誕生(講談社、一九九六年)。

高木博志「近代天皇制の文化史的研究」(校倉書房、一九九七年)。

佐藤道信「明治国家と近代美術―美の政治学」(吉川弘文館、一九九九年)。

文化庁編「文化財保護法五十年史」(ぎょうせい、二〇〇一年)。

鈴木良・高木博志「文化財と近代日本」(山川出版社、二〇〇二年)。

西洋子「正倉院文書整理過程の研究」(吉川弘文館、二〇〇二年)。

枝川明敬「我が国における文化財保護の史的展開―特に、戦前における考察」〔文化財情報学〕九―一、駿河台大学、二〇〇二年)。

馬場憲一「文化財保護における歴史学的視点の現状」〔法政史学〕六〇、法政大学史学会、二〇〇三年)。

吉田衣里「古物」―江戸から明治への継承」〔近代画説〕一二、明治美術学会、二〇〇三年)。

鈴木廣之「好古家たちの19世紀―幕末明治における《物》のアルケオロジー」(吉川弘文館、二〇〇三年)。

米崎清実「蜷川式胤「奈良の筋道」(中央公論美術出版、二〇〇五年)。

米崎清実「蜷川式胤と明治五年の社寺宝物調査」(明治維新史学会編『明治維新と歴史意識』、吉川弘文館、二〇〇五年)。

文化庁文化財部美術学芸課編「壬申検査関係資料目録」(文化庁、二〇〇五年)。

椎名仙卓「日本博物館成立史―博覧会から博物館へ」(雄山閣、二〇〇五年)。

森本和男「文化財の社会史―近現代史と伝統文化の変遷」(彩流社、二〇一〇年)。
吉野俊哉「明治期の全国的な宝物調査と旧越中国内の宝物について―東京国立博物館蔵資料の調査を中心に」〔研究紀要〕二一、富山県立山博物館、二〇一四年)。

野呂田純一「幕末・明治の美意識と美術政策」(宮帯出版社、二〇一五年)。

久留島浩「古物」(古器旧物)から「文化財」へ」(明治維新史学会編『講座明治維新

11 明治維新と宗教・文化」、有志舎、二〇一六年)。

高久彩「明治四年太政官布告の「古器旧物」分類の特質」―博覧会と神祇行政の

関係性に注目して」〔文化政策研究〕一五、文化政策学会、二〇二二年)。

内川隆志「古器旧物保存方」31種の古器物選定の背景について」(國學院大學博

物館学紀要)四七、國學院大學博物館、二〇二三年)。

(2) 前掲註(1)吉田論文、久留島論文、高久論文、内川論文。

(3) 前掲註(1)鈴木著書。

(4) 前掲註(1)「東京国立博物館百年史」。「大学献言」とは『公文録』明治四年・第三十九卷辛未五月〜七月・大学伺(国立公文書館、公00921100)に「古器旧物保存方」と共に綴られる弁官宛ての献言を指す。

(5) 明治五年に伊勢・名古屋・奈良・京都の古社寺・華族の宝物取調のため、町田久成(一八三八〜九七)・内田正雄(一八三八〜七六)・蜷川式胤(一八三五〜八二)等が派遣された四か月に及ぶ長期出張を指す。

(6) 「壬申検査関係資料」(重要文化財)は壬申検査及びその前後に実施された宝物検査の記録類で「壬申検査社寺宝物図集」三十一冊、「古器物目録」五冊、「府県宝物調査類」四十五冊からなる。

(7) 前掲註(1)『東京国立博物館百年史』第一章 五「古器物の保存と宝物調査」、前掲註(1)吉野論文では「府県」と記しており、廃藩置県前の府藩県にむけた布告であると指摘する論考は確認していない。

(8) 「御布告御用留」明治三〜四年 二冊 徳川林政史研究所蔵(尾1379)。

(9) 前掲註(1)「壬申検査関係資料目録」。

(10) 十六県の記録の綴じられる「宝物取調書」(表1〜20)がある他、京都府の「宝物調査」(表1〜16)では明治五年十月の「御巡見宝物簿」と明治九年から十年の「京

都博物館出品預證」が綴じ込まれる。これらは冊子単位でなく中に綴じ込まれた目録単位で提出府県や年代を特定する必要がある。対して愛知県から提出された十二冊の宝物調書表1 21〜32は二府六県宝物目録として同時に提出されたと考えられ、まとめて考える必要がある。

(11) 前掲註(1)吉野論文。尚、前掲註(1)『東京国立博物館百年史』・「好古家たちの19世紀」では提出先として文部省・大蔵省があることに触れながら両者を分離して扱っていない。

(12) 「公立諸学校取調」・「大蔵省取調」・「陸軍省取調」・「華族宝物検査」の呼称は未定であり、論ずる便宜上筆者が名付けた名称である。「公立諸学校取調」は文部省から各地方の公立諸学校や文庫、病院等で所蔵の書籍、古器旧物の報告を求める告示である。「大蔵省取調」は太政官から各府県へ寺社四民の宝物銘書取調につき大蔵省の官員が出張するとの布告、「陸軍省取調」は陸軍省官員が城郭兵器の取調に出張するとの布告、そして「華族宝物検査」は東京居住の華族所有の古器旧物の報告を求める沙汰書である。

(13) 「貞元親王御所持之品與申伝作古器御届」辛未九月八日 飯野県、「宝物調書共五十 千葉県、印旛県、飯野県、鶴牧県、栃木県、宇都宮県下」(表1—4)。「古器旧物御届」辛未十月 鶴牧県、同右。

「元安志県旧器物之儀二付御届」辛未十二月二十三日飾磨県、「宝物調書 兵庫県、飾磨県、岡山県、北条県、小田県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、浜田県、香川県、石鉄県、名東県、福岡県、延岡(美々津県)」(表1—20)。

「古器物書上」壬申正月廿七日 福岡県、同右。

「古器旧物品目并所蔵人名御届」「宝物調書 額田県、岐阜県長瀧寺及白山神社」(表1—11)

いずれも前掲註(1)『東京国立博物館百年史 資料編』所収。

(14) 「古器旧物并所蔵人名取調書」堺県(表1—3)

「古器旧物取調書」足柄県、「宝物調書 静岡県、足柄県、浜松県下」(表1—6)。

足柄県の提出時期は明治五年七月であるが、明治四年に各寺社から旧菰山県に提出された目録を含んでおり、「足柄県」の八行野紙に書かれた目録もまた同布

「古器旧物保存方」と名古屋藩

告による部名で分類されることから、同布告に対する提出調書と判断する。

(15) 他に「古器旧物」の用語を使用した目録として、度会県飯高郡松坂町の「古器旧物調帳」(表1—13)や石川県「加賀国古器旧物取調書」(壬申六月・表1—7)があるが、前者は表紙に「博物館」印と「六月十九日、廿日、廿一日」の書き込みがあり、「壬申検査」等で宝物を実際に確認した日付の可能性がある。目録内に同布告の部名による分類はみられない。また後者は「右之通取調書出候二付書面之儘写取御届申候此内刀剣等武器之品々陸軍省巡回武庫司エモ及届置申候」と添えられている。「大蔵省取調」と「陸軍省取調」の布告は同日に出されており、同布告まで年代を遡らせる理由がない。以上からここでは同布告に対する返書から除いた。

また明治五年正月二十九日に美々津県から送られる「元延岡県書籍并古器奇物取調御猶予願」は「古器」という語を使用しているが、内容から「公立諸学校等取調」に対する願書であることが明らかである。

従前於各地方公費を以取設有之諸学校或ハ文庫病院等二而所蔵之書籍并古器奇物ノ類取調当月中可差出旨御達御座候付早速申遣候得共今以不申越候間来月中限御猶予被成下候様奉願候以上

前掲註(1)『東京国立博物館百年史 資料編』六〇八頁、「宝物調書 兵庫県、飾磨県、岡山県、北条県、小田県、広島県、山口県、鳥取県、島根県、浜田県、香川県、石鉄県、名東県、福岡県、延岡(美々津県)」(表1—20)。

尚、「社寺四民」は「大蔵省取調」の布告に使用される用語であることから、筆者はそれらを「大蔵省取調」の目録と位置付ける。これについては別稿を準備している。

(16) 宝物調書中、愛知県に關係する目録は以下の通りである。「辛未」(明治四年)

「元名古屋県」との記載がある「古器旧物目書」二冊表1 1、2、「壬申」(明治五年)の記載ある愛知県提出の「貯蔵宝物銘書」二冊表1 8、9、仏教各宗派別の愛知県提出の「宝物調書」十冊表1 23〜32、「神社宝物調書」(表1—22)、「熱田神宮 祭器宝物調書」(表1—21)、府県博覧会列品目録の愛知県分二冊(表1 44、45)。

(17) 野見神社・兵主神社が二社併せて一目録となっている。なお、「寺院品目書」

裏表紙に「博覧会之品」「名古屋藩 吉澤一郎」とある用紙等も全く異なる目録一通が貼り込まれる。明治四年十一月十一日から五日間、名古屋門前町総見寺で名古屋博覧会が開催されたことが知られるが、目録にある作品と吉澤一郎の名前は小寺玉晃筆「博覧会物品目録」には見られず、同年代の記録か否かも確認できない（『名古屋の博覧会』名古屋市博物館、一九八二年）。

(18) 『新修名古屋市史 資料編 近代Ⅱ』名古屋市、二〇〇六年。

(19) 部名を記さず所蔵品を列記する社寺もあり、布告にない部名を記す社寺もある。

(20) 熱田神宮は明治五年五月に愛知県が大蔵省に提出した「貯蔵宝物銘書」（表1—8）にも同布告の目録をそのまま提出しており、改めて取調は実施していない。同布告に対しての取調が徹底していたため、再調査する必要がなかったと想像する。

(21) 「庚午八月社寺民戸数御届」徳川林政史研究所蔵（旧蓬左38-158）。

(22) 「宝物古器物古文書目録」全三冊之内二 海東郡役所、愛知県公文書館・藩庁・郡役所文書（CD No.16 / E10—2）。

(23) 安志県は府県統合により明治四年十一月二日姫路県となり、同九日改名して飾磨県となった。また足柄県も韭山県・小田原県・荻野山中県・六浦県が統合して成立した。

(24) 前掲註(13)・(14)参照。各府藩県の事情が以下のように影響すると考える。飯野県・鶴牧県は明治四年九月・十月に回答するが、両者ともに十一月十四日には府県統合により木更津県となることから、統合前の提出とみられる。また安志県は飾磨県の初代県参事・土肥実光（一八三七—七二）が任命されてから、足柄県もまた韭山県大参事であった柏木忠俊（一八二四—七八）が明治五年七月二十五日に権令に任命されたところで報告されたと考えられる。堺県・福岡県もまた各地の事情が影響すると考えるが、それらの検討は各地域の研究者に委ねたい。

(25) 「御相談人依嘱解囑 御家職任免調書」個人蔵。

(26) 佐藤豊三「享保時代における尾張徳川家の蔵帳整理について」（『金鯢叢書』二五、徳川黎明会、一九九八年）。

また文久二年（一八六二）に正妻・嫡子の在府・在国が自由となって以降、江戸

屋敷の奥道具が国元に返送される記録や、江戸屋敷に保管されていた作品が明治に入り再び名古屋から東京に移動することが道具帳等から判明する。

(27) 山本泰一「宝物の所在と管理」（『尾張徳川家初代義直襲封四〇〇年記念 尾張の殿様物語』徳川美術館、二〇〇七年）、同「尾張徳川家の幕末期における什宝（収蔵品）の種類と数量について（一）——絵画・書跡編」（『金鯢叢書』三一、徳川黎明会、二〇〇四年）、同「尾張徳川家の幕末期における什宝（収蔵品）の種類と数量について（二）——陶磁器・硝子器編」（『金鯢叢書』三三、徳川黎明会、二〇〇六年）。

(28) 「家職々務章程」明治十五年七月制定（五味末吉調「徳川家々法其外調書」個人蔵）。

(29) 「明治三年正月ヨリ日記 三冊 御道具懸」明治四年六月二十九日条 徳川美術館蔵（什器古帳四四）。

(30) 江戸期では主に管理者別に作成されていた目録は、明治五・六年頃成立と考えられる「什器目録」（什器原簿一〇）において形態や用途による分類が含まれるが、これらの分類名は存在しない。

(31) 「御道具類 御用留」徳川林政史研究所蔵（尾4—99）。

(32) 前掲註(1)野呂田著書。

(33) 「華族所持宝物重器等博物館江差出書類」（館資45）一冊、一八七四年、博物館事務局、『法令全書 明治五年』内閣官報局 一八八九年、前掲註(1)『東京国立博物館百年史』資料編、六一〇頁。

(34) 前掲註(33)「華族所持宝物重器等博物館江差出書類」、前掲註(1)『東京国立博物館百年史』資料編、六一〇頁。

(35) 前掲註(33)「華族所持宝物重器等博物館江差出書類」。

(36) 前掲註(33)「華族所持宝物重器等博物館江差出書類」。

(37) 野呂田はこれらの結果を華族からの「実質的な無回答」であったとし、「自家に留め置きたい旧大名家による（中略）自己防衛の手段」とするが、家宝として当主直封で受け継いできたものを「其の外珍物奇品」と共に見世物として公開することは旧藩士等の手前、決して許されなかったであろう。前掲註(1)野呂田著書。

(38) 明治四年八月、名古屋県には庶務・社寺・農商・会計・軍事・刑法・学校・監察の八掛があつたことが確認される(旧藩書綴)明治四年、徳川林政史研究所蔵(X70-82)、愛知県公文書館複写本)。

(39) 『法令全書 明治三年』内閣官報局、一八八七年(国立国会図書館デジタルコレクション <https://dlndi.go.jp/pid/787950> (参照二〇一三年))。

(40) 圭室文雄「明治初年寺院明細帳の刊行にあたって」圭室文雄監修・解説『明治初年寺院明細帳』(オンデマンド版、すずさわ書店、二〇一八年)。

国立国会図書館蔵の「社寺取調類纂」百九十五冊は教部省の記録とみられ(藤井貞文「解題」『日本宗教史目録叢書第一(国立国会図書館蔵社寺取調類纂目録)』宗教史研究会事務局、一九六四年)、その内の寺院目録だけが『明治初年寺院明細帳』として全十冊で公開されている。

(41) 前掲註40 圭室論文は現在伝わる明細帳に大藩がないことを指摘するが、もし名古屋藩の目録が存在した場合には宝物調書中の愛知県「二府六県宝物目録」十二冊を超える規模であつたことが想像される。尚、この「二府六県宝物目録」と寺院明細帳等は同様の様式を採用するが、それについてはまた別稿で論じたい。

(42) 前掲註40 圭室論文。

(43) 国文学研究資料館には文部省調査局宗務課引継文書として「神社明細帳」五百五十一冊、「寺院明細帳」百四十八冊、「仏堂明細帳」九十冊があり、その一部は国文学研究資料館 史料館編『社寺明細帳の成立』(史料叢書七、名著出版、二〇〇四年)に掲載される。また前掲註(40)『日本宗教史目録叢書第一(国立国会図書館蔵社寺取調類纂目録)』にも神社明細帳が散見される。

(44) 前掲註(1) 高久論文。

(45) 木下直之「明治維新と名古屋城」(木下直之編『講座日本美術史 第6巻 美術を支えるもの』東京大学出版会、二〇〇五年)。

(46) 辻善之助『日本文化史 第七巻 明治時代』(春秋社、一九五〇年)引用の影響が強いのか、廃仏毀釈と「厭旧」に言及するほとんどの文献に典型的事例とし

て触れられている。

(47) 『新修名古屋市史 本文編 四巻』(名古屋市、一九九九年)。

(48) 「御住居之沿革」個人蔵。

(49) このあたりの経緯は一部口頭発表しているが、近く論考として発表予定である。

(50) 山本泰一「尾張徳川家の収蔵品について」『大徳川展』図録、「大徳川展」主催事務局、二〇〇七年。

(51) 前掲註(31)「(御道具類)御用留」。なお、「新御屋敷」とは現在の徳川美術館の位置にあり、明治初期に尾張家に返還された屋敷を指すと考えられるが、この経緯については近く別稿にて論じたいと考えている。

(52) 小寺玉晃筆「博覧会物品目録」(前掲註(17)『名古屋の博覧会』。大参事・丹羽賢も七点を出品しており、廃藩置県後ながら名古屋藩の強い影響下に実施された博覧会であることが想像される)。

(53) 「幕末・明治名古屋城写真」、徳川林政史研究所蔵。

(54) 内閣記録局編『法規分類大全 第二十六巻 社寺門』(原書房、一九七九年)。

(55) 教部省布達第十九号(明治五年九月二十三日)、同二十一号(同年十月二日)「太政類典」第二編・第二百五十二巻・教法三、国立公文書館蔵。

(56) 前掲註(1) 森本著書。

(美術館 非常勤学藝員)

【謝辞】

本稿の執筆にあたっては、以下の機関・個人の多大なるご協力を頂戴しました。

ここに記して感謝申し上げます。

DNPアートコミュニケーションズ、東京国立博物館、徳川美術館、徳川林政史研究所、板谷寿美氏、藤田英昭氏、吉川美穂氏(五十音順)。

表1 「府県宝物調書類」一覧

番号	名称	表紙書込	整理番号	掲載府県名
1	古器旧物品目書 社家之分	辛未(朱書)／元名古屋県	歴資1090-16	名古屋県
2	古器旧物品目書 寺院并修験之分	辛未(朱書)／元名古屋県	歴資1090-15	名古屋県
3	古器旧物并所蔵人名取調書	辛未(朱書)「庶」、朱方印「史」／堺県	歴資1090-32	堺県
4	宝物調書	共五十／千葉県、印旛県、飯野県、鶴牧県、栃木県、宇都宮県下	歴資1090-35	印旛県、宇都宮県、栃木県、飯野県、鶴牧県
5	宝物調書	共五十／山梨県下	歴資1090-33	山梨県
6	宝物調書	共五十／静岡県、足柄県、浜松県下	歴資1090-36	足柄県、静岡県、韮山県、浜松県
7	宝物調書	共五十／筑摩県、新川県、相川県、新潟県、敦賀県、石川県下	歴資1090-37	筑摩県、新川県、相川県、新潟県、敦賀県、石川県
8	貯蔵宝物銘書	壬申／愛知県／「第五号」朱方印「史」	歴資1090-9	愛知県
9	貯蔵宝物銘書	壬申／愛知県／朱方印「史」	歴資1090-10	愛知県
10	管内社寺四民貯蔵宝物銘書	岐阜県／朱書「壬申」朱方印「史」	歴資1090-20	岐阜県
11	宝物調書	共五十／額田県、岐阜県長瀧寺及同白山神社	歴資1090-17	岐阜県、額田県、名古屋県、滋賀県
12	管下従来貯蔵宝物銘書取調書	犬上県／朱書「壬申」朱方印「史」	歴資1090-21	犬上県
13	古器旧物調帳	度会県下松坂町／共五十	歴資1090-18	度会県
14	宝物調書	伊勢皇太神宮／共五十	歴資1090-19	度会県
15	宝物調書	共五十／奈良県下	歴資1090-22	奈良県
16	宝物調書	共五十／京都府下 三冊ノ内	歴資1090-23	京都府
17	宝物調書	共五十／京都府下 三冊ノ内	歴資1090-24	京都府、和歌山県
18	宝物調書	共五十／京都府下 三冊ノ内	歴資1090-25	京都府
19	本願寺器物品目	共五十	歴資1090-26	京都府
20	宝物取調書	第一区二〇四二ノ内／共五十／兵庫県、飾磨県、岡山県、北条県、小田県、広島県、山口県、鳥取県、鳥根県、浜田県、香川県、石鉄県、名東県、福岡県、延岡(美々津県)	歴資1090-27	兵庫県、飾磨県、岡山県、北条県、小田県、広島県、山口県、鳥取県、鳥根県、浜田県、香川県、石鉄県、名東県、高知県、福岡県、美々津県
21	熱田神宮祭器 宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-1	愛知県
22	神社宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-8	愛知県
23	曹洞宗宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-2	愛知県
24	日蓮宗宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-3	愛知県
25	真宗高派西派宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-4	愛知県
26	天台宗宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-5	愛知県
27	真宗東派宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-6	愛知県
28	真宗東派宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-7	愛知県
29	時宗宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-11	愛知県
30	浄土宗宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-12	愛知県
31	真言宗宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-13	愛知県
32	臨済宗宝物調書	愛知県／朱方印「史」	歴資1090-14	愛知県
33	宝物取調書	共五十／和歌山県	歴資1090-34	和歌山県
34	社寺宝物牒 第一	明治十年三月／神社之部／大阪府／朱方印「史」	歴資1090-29	大阪府
35	社寺宝物牒 第二	明治十年三月／天台真言及禪三宗之部／大阪府／朱方印「史」	歴資1090-30	大阪府
36	社寺宝物牒 第三	明治十年三月／融通念仏時宗日蓮宗及真宗各派之部／大阪府／朱方印「史」	歴資1090-31	大阪府
37	展覧会出品目録	小田県／朱文「壬申」朱方印「史」	歴資1090-28	小田県

38	府県博覧会列品目録 一	度会県	歴資1090-43	度会県
39	府県博覧会列品目録 二	筑摩県上／松本、高島、大町、福島村、高遠	歴資1090-44	筑摩県
40	府県博覧会列品目録 三	筑摩県下／飯田	歴資1090-45	筑摩県
41	府県博覧会列品目録 四	三重県／伊賀上野	歴資1090-46	三重県
42	府県博覧会列品目録 五	新潟県／白山	歴資1090-47	新潟県
43	府県博覧会列品目録 六	大分県	歴資1090-48	大分県
44	府県博覧会列品目録 七	愛知県上	歴資1090-49	愛知県
45	府県博覧会列品目録 八	愛知県下	歴資1090-50	愛知県

*「府県宝物調書類」四十五冊は、「壬申検査社寺宝物図集」三十一冊、「古器物目録」五冊と併せて「壬申検査関係資料」（東京国立博物館蔵）として重要文化財に指定されている。

*本表は、基本的に文化庁文化財部美術学芸課『壬申検査関係資料目録』（平成十七年三月）に倣ったが、表紙に記された題名を「名称」とし、題名は「表紙書込」に加えていない。また、表記について一部訂正を加えている。

*「掲載府県名」は目録に綴じられた順に記載した。

表3 「古器旧物品目書／社家之分」所収目録の神社・部類別項目数

		目録提出年月	「祭器之部」		「古玉・寶石之部」		「古鏡・古鈴之部」		「武器之部」		「古書画之部」		「古書籍之部」		「扁額之部」		「楽器之部」		「印章之部」		「文房諸具之部」		「工・匠器械之部」		「貨幣之部」		「陶磁器之部」		「漆器之部」		「度量・權衡之部」		「茶器・香具・花器之部」		「遊戯具之部」		「雜職等・偶人・并・兒・玩之部」		「化石之部」		部名なし		「屋内諸道具之部」		布告以外の部名		總計	
1	熱田神宮	辛未八月	7	3	39	48	4	17	1	24	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	2											156					
2	真清田神社	辛未七月	3	1	2	5			1	1																																		13				
3	津島神社	辛未七月	69			1				1																																		75				
4	八幡社	辛未六月	1																																									1				
5	浅間神社	辛未六月	1			1	1																																				6					
6	成海神社	辛未六月			8				1																																		9					
7	因幡神社	辛未六月				4			1																																		5					
8	羽豆神社	辛未七月	3		5	1				1																																	10					
9	知里付神社	辛未六月																																										1				
10	高賀神社	辛未七月																																										1				
11	八幡神社	一	1																																									1				
12	八幡靈元神社	辛未七月							1																																			1				
13	野見神社 兵主神社	辛未七月																																										4				
			85	4	54	60	5	17	5	27	2	1	1	1	1	2	1	1	3	2	1	4	15	2																						293		

*「古器旧物品目書／社家之分」（「府県宝物調書類」（歴資1090-16）東京国立博物館蔵）所収の目録をもとに作成した。

*「古器旧物保存方」の三十一分類の内、「石弩雷斧之部」「銅器之部」「古瓦之部」「農具之部」「布帛之部」「皮革之部」「諸金製造器之部」「鐘銘碑」「車輿之部」「衣服裝飾之部」「古佛像并佛具之部」には該当がないことから、項目を設けていない。

表2 「古器旧物品目書／寺院并修験之分」所収目録の寺院・部類別項目数

		目録提出年月	〔古鏡古鈴之部〕	〔武器之部〕	〔古書画之部〕	〔古書籍之部〕	〔扁額之部〕	〔鐘銘碑〕	〔車輿之部〕	〔衣服裝飾之部〕	〔遊戲具之部〕	〔古佛像并佛具之部〕	〔化石之部〕	部名なし	布告以外の部名	総計	備考
1	土方浄念寺	辛未七月											3			3	
2	総見寺	辛未六月									1					1	
3	七寺	辛未七月											2			2	
4	啓運寺	明治四年未七月										1				1	
5	如法院	辛未七月				7										7	
6	宝壽院	辛未七月			5							14	1			20	
7	法輪寺	明治四年辛未八月										5		〔古経之部〕	2	7	名古屋御県社寺御掛り
8	靈光院	明治四年七月										1				1	
9	法華寺	辛未七月										1				1	
10	蜜蔵院	辛未七月		1	4		2			3		16				26	
11	漸東寺	明治四年未七月										1				1	名古屋御県社寺御掛
12	光明寺	辛未七月											2			2	
13	岩屋寺	辛未七月										19				19	
14	妙興寺	辛未七月	2		50							9		〔古物之部〕	11	72	
15	願奥寺	辛未七月										7				7	
16	龍門寺	辛未七月			1	1										2	
17	誓願寺	辛未六月			1		2	1	1			2				7	名古屋御藩庁社寺御掛り
18	正覚寺	辛未年七月											3			3	
19	永弘院	辛未七月										2				2	
20	大安寺	辛未七月												〔茶器之部〕	1	1	
21	大周院	辛未七月										1				1	
22	法海寺	辛未七月					2					6				8	名古屋県社寺御掛
23	長福寺	辛未七月		8	5		1							〔屋内諸道具之部〕	1	15	
24	興禪寺	辛未七月			5		3				1			〔古経文之部〕	1	10	
25	清壽院	辛未六月		2	1							4				7	
26	山本院	辛未七月										2				2	
27	観龍院	辛未七月										1				1	
28	良学院	辛未七月										3		〔古筆之部〕	2	5	
29	泉乘院	辛未七月										1				1	
30	良宝院	辛未七月										1				1	
31	祐学院	辛未七月										4				4	
32	宝泉院	辛未七月					1					3				4	
33	清宝院	辛未七月										2				2	
34	一葉院	辛未七月										1				1	
35	大教院	辛未七月										1				1	
36	喜宝院	辛未七月										2				2	
37	地昌院	辛未七月										3				3	
38	国豊院	辛未七月										1				1	
39	常泉院	辛未七月										1				1	
40	宝積院	辛未七月										1				1	
			2	11	72	8	11	1	1	3	1	116	1	11	18	256	

* 「古器旧物品目書／寺院并修験之分」(「府県宝物調査類」(歴資1090-15)東京国立博物館蔵)所収の目録をもとに作成した。

* 「古器旧物保存方」の三十一分類の内、「祭器之部」「古玉寶石之部」「石弩雷斧之部」「銅器之部」「古瓦之部」「農具之部」「布帛之部」「皮革之部」「諸金製造器之部」「樂器之部」「印章之部」「文房諸具之部」「工匠器械之部」「貨幣之部」「陶磁器之部」「漆器之部」「度量權衡之部」「帷幃等個人并兒玩之部」「茶器香具花器之部」には該当がないことから、項目を設けていない。

表4 「熱田神宮古器物類取調帳」内訳

祭器之部	大鉢 一柄	古書画之部	毆駁廬嶋之図 酒井若狹守書
	白柄鉢 二柄		兵衛之語 秀頼公筆短冊 一枚
	御多羅枝 二柄		天満宮神像掛物 二幅
	鐺矢 二筋		葡萄之画 一
古玉宝石之部	宝珠 一ツ		鷹之画掛物 二幅
	曲玉 一ツ		神領古文書 一
	水晶玉 一ツ		右大将頼朝公寄進状
石弩雷斧之部	右者無御座候		加藤清正返書
古鏡古鈴之部	鏡 大小 三拾九面	古書籍之部	神像 一幅
銅器之部	(記入なし)		日本書紀 懷紙裏 十五卷
古瓦之部	右者無御座候		更衣 古写本 一部
武器之部	鷹丸 一腰	扁額之部	水鏡古写本 一部
	蜘蛛丸 一腰		小野道風額 一面
	熱田国信 一腰	楽器之部	龍王面 一
	備州長船利光 一腰		納曾利面 二
	實阿 一腰		還城楽面 一
	三条吉家 一腰		八仙面 四
	長谷部国信 一腰		採桑老面 一
	三条宗近 一腰		二之舞面 二
	栗田口則国 一腰		抜頭面 一
	豊後国行平 一腰		鼉太鼓 一
	備前景光 一腰		古面 十
	備州長船吉次 一腰		笛 一管
	来国俊 一腰	鐘銘碑	右者無御座候
	相州廣光 一腰	印章之部	太閤秀吉公印章 一
	大和国住包永 一腰		熱田文庫之印 一
	来国光 一腰	文房諸具之部	紫硯 一面
	波平安次 一腰	農具之部	右者無御座候
	無銘 三腰	工匠器械之部	棟上槌 一本
	国林 一腰	車輿之部	右者無御座候
	信国 一腰	布帛之部	右者無御座候
	来国久 一腰	衣服裝飾之部	右者無御座候
	介成 一腰	皮革之部	右者無御座候
	剣無銘 二振	貨幣之部	古銭百文
	剣吉光 一振	諸金製造器之部	右者無御座候
	無銘 七腰	陶磁器之部	高麗壺 一
	豊後国行平 一腰	漆器之部	梨子地之箱 盆 一
	光忠 一腰	度量權衡之部	舛 大小 三
	備前国友成 一腰	茶器香具花器之部	梨子地之香合 一
	宗吉 一腰		棗 一
	国友 一腰		馬香炉 一
	神来 一腰	遊戲具之部	尺八笛 一本
	備州長船重通 一腰		鯖之尾琴 一面
	吉次 一腰	雛轆等偶人并兒玩之部	右者無御座候
	沢渴鍬 一本	古仏像并仏具之部	右者無御座候
	甲 二頭	化石之部	右者無御座候

* 「壬申検査関係資料」(重要文化財・東京国立博物館蔵)の「府県宝物調書類」の内、「古器旧物品目書 社家之分」(表1-1、歴資1090-16)に綴じ込まれた熱田神宮から提出された目録の内訳である。

* 卷末に「辛未八月」「千秋季福」とあることから、明治四年八月に熱田神宮の宮司職を世襲する千秋家の季福(1846～76)が調製したと推定される。

表5 「御名物及古器物目録」内訳

品名	前半	後半	品名	前半	後半
義季公冑 壺甲	古武器之部	古武器之部	高麗紫石硯 一	名物之部	文房諸具之部
秀吉公具足 壺領			夢ノ浮橋盆石 一		屋内諸道具之部
池田正宗刀			薬師院盆 一		茶器香具花器之部
吉見左文字刀			茜屋茄子茶入 一		
遠江長光刀			筒井茶入 一		
物吉貞宗刀			苦屋文琳茶入 一		
不動正宗刀			利休作汨茶杓 一		
無銘吉光刀			曜変天目 一		
奈良屋貞宗刀			白天目 一		
庖丁正宗刀			大高麗茶碗 一		
上野貞宗刀			蘭茶碗 一		
戸川志津刀			荒木茶碗 一		
後藤吉光刀			上々曆茶碗 一		
一庵正宗刀			尼ヶ崎茶臺 一		
鯨尾吉光刀			杵ノ折花生 一		
鳥飼国俊刀			千鳥香炉 一		
松浦信国			堆朱居布袋香合 一		
南泉一文字刀			梶釜 一		
定家御筆小倉色紙こひすてふの和歌 一幅	名物之部	古書画之部	糸目釜 一		
同筆小倉色紙もしきやの和歌 一幅			霰姥口釜 一		
宋玉潤墨画遠浦帰帆図 一幅			芋頭水指 一		
直夫画中布袋偃溪賛、牧溪同画 讀左右朝陽対月 三幅			青海水指 一		
虚堂墨蹟 一幅			松花茶壺 一		
無準画 左郁山主、中達磨、右政黄牛 三幅			判官茶壺 一		
小町箏 一面		楽器之部	夕立茶壺 一		
虎箏 一面			紫銅向獅子香炉 一		
松虫琵琶 一面			唐丸壺茶入 一		
影向琵琶 一面			宗無肩衝茶入 一		
花鳥唐蒔絵月琴 一面			雄鳥茶壺 一		
山郭公琵琶 一面			初時雨茶壺 一		
禹門琵琶 一面			古瀬戸茶壺 一		
虚心一節切 宗勲銘アリ 一笈			人丸茶壺 一		
山嵐一節切 一笈			蠟石琴 一	古器物之部	外
箏篋 一笈			琉球楽器 皆具 十九品		

*「御名物及古器物目録」(徳川美術館蔵 什器古帳33)掲載の作品名を記した。
*「前半」は同書の前半十二丁である「御届 御名物及古器物記」、「後半」は同書の後半十四丁の「御名物 古器旧物」での分類を示す。

「古器旧物保存方」と名古屋藩

金鯨叢書 第五十一輯〔年一回刊行〕

——史学美術史論文集——

令和六年三月三十日 編集
令和六年三月三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川義崇海

発行者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
公益財団法人 徳川黎明会
電話(3950) 〇一一一番(代)

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川林政史研究所
電話(3950) 〇一一七番(代)

〒461-0023 名古屋市東区徳川町一〇一七
徳川美術館
電話(935) 六二六二番(代)

印刷所

〒605-0089 京都市東山区元町三五五
株式会社 思文閣出版
電話(533) 六八六〇番(代)